

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

第 3 章 シンガポールにおける模倣対策

3.1 模倣対策に関する序論

3.1.1 はじめに

シンガポールでは、著作権法と商標法に定められているように、著作権を侵害する製品、または虚偽の商標を貼付した製品を商業目的に使用することは不法行為とされている。以下に述べる模倣行為とは著作権法と商標法において該当する不法行為を指すものとする。¹³⁴

過去 50 年の間に、大量マーケティングが世界的な主流となり、著名ブランドが世界の遠隔地に供給されるようになった。企業は、人気の高い製品と国際的に認知されるブランド名を開発するために、革新技術の開発とマーケティングに多額の投資を行ってきた。こうした努力のもとに築き上げられた成果物としてのブランドを保護することは重要である。知的財産権所有者が投資の成果を手にする一方で、模倣行為という問題がこうした権利の最大の脅威として現れた。

ビジネスソフトウェアアライアンス(Business Software Alliance)によれば、シンガポール国内における PC ソフトウェアの著作権侵害の発生率は 2009 年に 35%まで低下したが、知的財産権所有者が被った損害額は US\$197,000,000 に昇ると推定される。アジア太平洋地域における PC ソフトウェアの著作権侵害の発生率は 2009 年に 59%に上り、違法なソフトウェアの価額は US\$16,500,000,000 に達すると推定される。¹³⁵

慢性的に模倣行為という問題に悩む事業団体は、模倣対策プログラムの必要性に気付いている。なぜなら、効果的な模倣対策プログラムが適用されることで収益の向上が期待できるからだ。

¹³⁴シンガポールでは特許権及び登録意匠権侵害に対し規定された刑事制裁はない。

¹³⁵ビジネスソフトウェアアライアンス(Business Software Alliance)のウェブサイト - <http://www.bsa.org/>

3.1.2 統計と傾向

2006年から2010年までに、シンガポール警察は年間平均225件の家宅捜索を行った。2010年を除き、差し押さえられた模倣品の価額は低い傾向にある。これは、シンガポール市場で模倣行為が順調に減少していることを指し示している。唯一の例外は2010年で、この年に差し押さえられた模倣品の価額はそれまでの3年間と比較して100%以上も増加した。

年	著作権関連の家宅捜索の件数	商標関連の家宅捜索の件数	すべての家宅捜索の件数	差し押さえられた模倣品の総価額
2004	126	190	316	S\$12,665,969.00
2005	61	168	229	S\$19,774,083.00
2006	57	144	201	S\$9,952,296.00
2007	54	196	250	S\$3,385,269.00
2008	60	122	182	S\$3,325,283.00
2009	51	189	240	S\$3,029,251.00
2010	60	194	254	S\$6,618,794.00

* 家宅捜索に関する統計資料の提供： 知的財産局 (Intellectual Property Office)

著作権関連の家宅捜索は、主にソフトウェア、音楽、および映画の海賊版を対象に行われた。統計資料を見ると、3つの傾向を観察することができる。海賊版のソフトウェア、音楽、および映画の供給は、これまでのディスクを媒体とした供給からオンラインによる供給に変化しているため、2004年から2005年にかけて著作権関連の家宅捜索の件数は50%以上も減少している。

高級ブランドの商標権所有者が模倣行為に関わる者に対する家宅捜索を主導しているため、商標関連の家宅捜索の件数はほぼ一定の状態に推移している。

総体的に見ると、過去10年間で小売業者による模倣行為は順調に減少している。これは、強固な模倣対策に取り組む知的財産権所有者がそうした小売業者に対して積極的に法的手段を取っているためである。しかしながら、特にシンガポール国内で模倣品が生産されても国内では販売されず、輸出されるケースでは、シンガポールが模倣品の生産拠点であり続けるのか否かは不透明である。

3.2 模倣対策に取り組む政府機関

シンガポール国内で模倣対策に取り組む主要な政府機関として、シンガポール警察部隊 (Singapore Police Force) の知的財産権部 (IPRB)、検事局 (Attorney-General's Chambers (AGC))、シンガポール税関 (Customs)、および移民登録局 (Immigration and Checkpoints Authority of Singapore (ICA)) がある。

警察組織に存在する知的財産権専門組織 (IPRB)

模倣対策に関する行為を執行するのは、シンガポール警察部隊の刑事捜査部 (Criminal Investigations Department) に組織された知的財産権部門 (IPRB) である。シンガポール警察部隊の中の 1 組織である IPRB は、内務省の管理下にあり、専門刑事部 (Specialised Crime Division) の中に組み込まれている。IPRB は、知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を専門的に行う約 25 人の警察官で構成され、シンガポール国内における知的財産権に関連する家宅捜索を実施し、模倣行為に関連した犯罪捜査で検事局 (Attorney-General's Chambers (AGC)) を支援する役割を担っている。家宅捜索と捜査活動が完了すると通常、IPRB は模倣行為を行った者を訴追するための提言書を検事局に提出する。

IPRB が重点を置いているのは、犯罪組織 (シンジケートによって) による模倣品取引に関わる捜査である。IPRB は自ら捜査、ならびに家宅捜索を開始する一方、知的財産権所有者によって率先された家宅捜索も支援する (後述の「プライベート家宅捜索 (Private Raids)」参照)。

検事局 (AGC)

検事局 (AGC) は、特に行政法、刑法、国際法、立法、および法律改正の分野で助言を行うシンガポール政府の重要な法律顧問機関である。

さらに AGC は、知的財産模倣関連の不法行為の刑事告発を行う。AGC は検察官を通して、模倣行為者に対して直接告発を行うか、告発を行うよう権利所有者に委任された弁護士に許可 (fiat authorization) を発行する。

シンガポール移民登録局 (ICA)

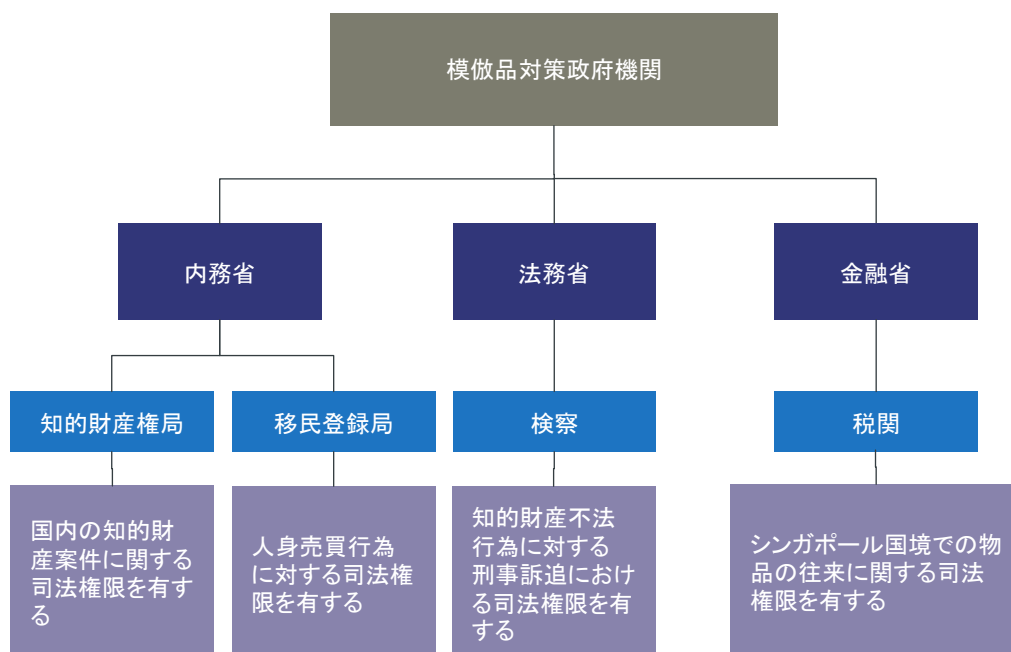
シンガポール移民局は、シンガポールへの出入国管理をおこなっている。入国管理官は、シンガポールに入国する者が違法物品を持ち込まないように管理する役割を担っている。これまでに ICA では、模倣品を所持してシンガポールに入国しようとした者を数多く逮捕しており、容疑者逮捕後は、さらに詳しい捜査が IPRB によって行われる。ICA は検問により、実際にマレーシアから手荷物で持ち込まれた模倣光ディスクや中国から持ち込まれた偽の高級ブランド品を押収している。

シンガポール税関 (税関)

シンガポール税関は金融省の管轄であるため、税関の最優先義務は関税の徴収及び、自由貿易協定 (Free Trade Agreement) や戦略物資制御法 (strategic goods control act) など含めた貿易規制措置の執行である。貿易は同国の主要経済活動のひとつである為、シンガポール税関による関税徴収は国の重要な収益源となっている。

一方、国境における取締まりは移民登録局 (ICA)¹³⁶ の管轄であるため、シンガポール商標法および著作権法では、税関職員が職権の範囲内において、シンガポールに輸入される模倣品の取締まりをすることができる (後述の「シンガポール国境における取締まり」を参照)。

¹³⁶後述の「シンガポール国境における取締まり」を参照。



3.3 シンガポールの法制度

法律の起源

過去に英国による植民地支配を受けていたため、シンガポールの法制度は英国の法制度を基盤としている。しかし、年月の経過とともにシンガポールの法制度は進化し、現在では憲法、制定法(商標法、著作権法、特許法など)、補助的制定法(商標規則など)、および判例法で構成される。

政府を構成する3つの部門

憲法は、行政府、立法府、司法という政府の3つの部門の原理と枠組みを定めている。

行政機関は、選出された大統領、内閣、および司法長官で構成される。大統領は政府の予算と公務員の任命に拒否権を発動する権限を持っている。内閣は、国会議員から任命され首相と大臣で構成され、政府の全体的な方向性と統制に責任を担い、国会に対する説明責任を果たす義務がある。司法長官(Attorney-General)は、政府に対する主要な法律助言者であり、不法行為を行った者を訴追する権限と裁量を持っている。

選出された大統領と国会も立法府を構成している。立法府は、法律を制定する権限と責任を担っており、国会が成立させるすべての法案には、大統領の同意が必要となる。

立法行為立法の基礎となるのは法案である。通常、これは政府の法務官により作成され、最初に国会議員(通常は該当する大臣)によって提案された後、国会審議においてその内容が読み込まれる。これが法案の最初の読み込みである。法案の2回目の読み込みで、該当する大臣は演説を行ってその法案の目的と論理的根拠について説明する。法案に関する討論が行われることもあり、その場合に該当する大臣は、議員が発する質問事項に回答しなければならない。法案は選定委員会(Select Committee)に送られて検討が行われる。重要性のある、あるいは賛否両論のある法案は通常、選定委員会に送られ、同委員会はその後、報告書を国会に提出する。最後に、国会で法案の3回目の読み込みが行われ、このときに国会が採択するあらゆる修正事項が加えられる。

国会が成立させた法案は国会法となるが、大統領が同法に同意し、官報に掲載されるまでは効力を発揮しない。

司法は首席裁判官(Chief Justice)により率いられ、最高裁判所と下級裁判所によって構成される。シンガポールでは最高裁判所と下級裁判所に司法権が与えられている(施行されている成文法の中で規定されている)。

シンガポールの法廷制度では、裁判官が法律と事実について採決の最終権限者である。シンガポールでは陪審制度はかつて極めて限定的に行われていたが、1970年に全面的に廃止された。

控訴裁判所

控訴裁判所は、シンガポールの法律において最高位の裁判所で、高等法院や下級裁判所の判決を不服とした民事と刑事の上訴について審理を行う。

シンガポールの司法制度にとって重要な年になったのは1994年で、この年、英国の枢密院への上訴は廃止となった。

1994年7月11日、最高裁判所は判例に関する実施規定を発行し、シンガポールの控訴審は自身が下した判断、ならびに枢密院が以前に下した判断に拘束されないことを明確に示した。しかし、過去の判例から逸脱する場合でも、妥当であると考えられるときは、過去に下された判断を通常通り拘束力があるものとして扱う。

高等法院

高等法院は、民事事件と刑事事件の両方を取扱い、第一審裁判所または控訴裁判所として機能する。高等法院には、海商法や知的財産に関わる裁判など、特定の法律問題を専門とし、審理を行うために特別に指名される裁判官も存在する。



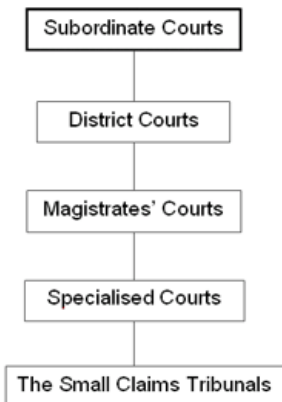
下級裁判所

下級裁判所は、地区法廷、治安裁判官法廷、少年法廷、検死官法廷と少額訴訟法廷で構成されている。

地区法廷と治安裁判官法廷

地区法廷と治安裁判官法廷は、負債、請求、または損害に関する契約または不法行為上の請求、および金銭の回収に関する訴訟など、具体的な事案について判決を下す権限を等しく持つ一方、これらの裁判所が扱う民事における管轄地域の金銭的な制限は異なっている。治安裁判官法廷の場合は\$60,000 で、地区法廷の場合は\$250,000 で、例外も存在する。¹³⁷

これらの裁判所には、刑事裁判管轄権と判決を言い渡す権能についての違いがある。治安裁判官法廷は、法律により定められる最長の懲役刑が 5 年を超えないか罰金刑のみが適用される不法行為についての裁判を行い、懲役 3 年を超えず、懲役刑、\$10,000 を超えない罰金刑、6 回を超えない鞭打ち刑、およびその他の正当な刑を言い渡すことができる。地区法廷は、法律により定められる最長の懲役刑が 10 年であるか罰金刑のみが適用される不法行為について裁判を行い、懲役 10 年を超えない懲役刑、\$30,000 を超えない罰金刑、12 回を超えない鞭打ち刑、およびその他の正当な刑を言い渡すことができる。



¹³⁷地区法廷が定める故人の遺産管理に関する訴訟手続きの上限額は\$3,000,000 である。治安裁判官法廷と地区法廷の上限額は、大統領が首席裁判官(Chief Justice)と協議した上で変更することができる。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。